

寒川町消防団の活動が認められました！ ～令和 7 年度消防団等地域活動表彰受賞～

寒川町消防団は、令和 8 年 3 月 4 日に総務省消防庁で行われた授賞式において、消防庁長官から「令和 7 年度消防団等地域活動表彰」（全国で 32 消防団が受賞／県内では町消防団のみ受賞）を受賞しました。

町消防団は、令和 5 年度に総務省消防庁の「消防団の力向上モデル事業」に採択され、消防の広域化後の消防団の新たな体制作りを積極的に進めてきました。

また、その取り組みを基に、令和 6 年度からは町消防操法大会の見直し、新たな教育・訓練体制の確立などを進め、全国のモデルケースとなるよう町消防団本部を中心に新たな体制の確立を進めてきました。



町消防操法大会の見直しでは、①活動服の訓練から災害で使用する防火衣での訓練への変更、②防火水槽を使った訓練から災害での使用頻度が高い消火栓を使った訓練への変更、③大会用資機材での訓練から消防団車両に積載してある資機材（トランシーバー／ガンタイプノズル／50mmホース／二又媒介等）での訓練への変更を行い、実災害の活動を想定した訓練に切り替えました。

新たな教育・訓練体制では、火災対応の訓練はもちろんのこと、大規模災害時を想定した風水害や地震等の訓練を盛り込んだ「2年間教育」をスタートさせま

した。1年間に必要な訓練を全て盛り込むと、消防団員の負担が大きくなることから、教育単位を2年とし2年間で必要な訓練を全て盛り込むこととしました。

また、2年単位のため、反復訓練として2年間の訓練をその後も繰り返していくかたちとしています。令和6年度から開始した教育・訓練も最初の2年間を終え、令和8年度からは新たな反復訓練を開始していく予定です。

消防団長からは「ちょうど2年間教育が終わるこのタイミングで、総務省消防庁に町消防団の活動が認められたことは、今後の団員の励みになる。今回の受賞は、町消防団はもとより、それに携わる町職員、全員の協力で成し得たものである。」と感謝の意が伝えられました。

【2年間の訓練の様子】



問い合わせ先

町民安全課 課長 大平 茂 ☎0467(74)1111 内線 460